

国立大学法人京都工芸繊維大学における契約情報の公表に関する事務取扱要領に基づき、本学が行った契約の情報(随意契約のうち、本学の行為を秘密にする必要があるもの及び本学会計規程第38条第1項第4号に該当するものを除く支出原因契約)を本表のとおり公表する。(政府調達に関する協定が適用される契約にあっては官報に、工事関係契約にあっては文部科学省文教施設企画部施設企画課契約情報室のホームページにそれぞれ掲載しているので、本表からは除いている。)

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当の氏名	契約締結日	契約の相手方の氏名及び住所		契約金額(円)	契約方法	備考
授業目的公衆送信補償金制度利用料	学長 森迫清貴	R3.8.19	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会	東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階	3,017,058	随意契約	

備考

- (1)公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価を記載する。
- (2)随意契約にあっては、その理由を記載する。